

リスク評価対象物質・案件の選定の考え方

1. 今後のリスク評価の対象物質・案件（なお、対象物質名を指定できないもの、指定することが適当でない場合（例、非意図的に発生する化学物質等）にあつては案件として整理する。以下同じ。）については、次の（1）から（3）のいずれかに該当するものの中から選定するものとする。

（1）ヒトに対する重篤な有害性を有する又は、有するおそれのある化学物質・案件として以下に該当するもの

ア 有害性にかかる次の（ア）から（エ）の情報において、以下の①から⑤に掲げる重篤な有害性があるか、又はあることが示唆される化学物質・案件

（ア）国際機関又は我が国、外国政府の有害性にかかる分類・情報

（イ）国内外の産業衛生にかかる学会等における有害性にかかる分類・情報

（ウ）国内外の主要な学術誌に掲載された論文

（エ）国が実施した吸入ばく露試験、国に届け出られた有害性調査の結果

①発がん性

②生殖毒性

③神経毒性

④ヒトの生体で蓄積性（生物学的半減期が長い）があり、蓄積することにより疾病（例、慢性肺障害等）を発生する毒性

⑤その他ヒトに対して非可逆性の障害を発生させる毒性

なお、有害性の程度が低く（ばく露限界値等の閾値が大きいもの等）、かつ、当該物質の物理的性状からみてばく露程度が低いと判断されるもの（ガス、粉じん、ミスト以外の性状のものについては、リスク評価の対象から除外して差し支えないものとする。

イ 労働に伴う疾病に関する次の（ア）、（イ）の情報において、化学物質による疾病が増加し、又は、増加するおそれが示唆される化学物質・案件

（ア）労働災害の発生等にかかる情報

（イ）大学、医療機関、又は国の試験研究機関（独立行政法人を含む。）に所属する有識者からの疾病の発生にかかる情報

（2）国内における健康障害防止措置等に関する次のア、イの情報において、当該措置について問題が生じている又は生じるおそれが示唆される化学物質・案件

ア 労働安全衛生にかかる行政機関からの情報

イ 労働安全衛生団体等からの情報

（3）国内において、有害性にかかる懸念・不安が広がっているものとして、次のア、イに該当する化学物質・案件

ア パブリックコメントその他でリスク評価の要望が高かったもの

イ 最近、マスコミ等において取り上げられる頻度が高いもの

なお、当該条件に該当するものについては、有害性評価を先行して実施し、労働者等に対して正確な情報提供を行うこととする。但し、（1）に該当するものは、この限りではない。

2. なお、以下の（１）、（２）に該当する場合にはあつては、対象物質・案件から除外するものとする。但し、対策の見直しが必要なものについてはこの限りではない。

（１）国内における製造又は取扱いがない場合や僅かである場合（製造し、又は取扱う事業場数の把握が困難な場合にあつては、製造・輸入量を指標として判断することができるものとする。）

（２）既に法令等により適切な対策が講じられている場合

3. リスク評価の円滑な推進のため、リスク評価対象物質・案件数を絞り込む場合にあつては、専門家の意見を踏まえ、ヒトに対する有害性の確度の高いもの、有害性の程度、物理的性状等からみたリスクの高いもの及び対象物質を取扱う事業場、労働者数からみた影響度の大きいものを優先的に選定するものとする。

4. なお、労働安全衛生法においてMSDSの交付（法第57条の2）、又は表示（法第57条）の対象物質となっていないため、事業者が取り扱った製品に対象物質が含まれているか否かを確認できない場合等ばく露調査を実施する上で、支障が生じるものについては、MSDSの交付の対象又は、表示の対象となった段階で、リスク評価の対象とすることとする。

但し、上記1の（3）に該当する場合（有害性にかかる懸念・不安が広がり、正確な情報を提供することが必要な場合）にあつては、有害性評価を先行して実施し、情報の提供を行うものとする。

1. 今後のリスク評価対象物質・案件としては以下の(1)～(3)のいずれかに該当するものの中から選定。

(1) 重篤な有害性を有する、又はそのおそれのある化学物質として以下のア、イのいずれかに該当するもの。

ア ヒトに対し①～⑤のいずれかの重篤な有害性を有する又は有するおそれのある化学物質。

(判断情報)

- (ア) 国際機関又は国内及び外国政府の有害性に関する分類・情報等
- (イ) 国内外の関係学会等における分類情報等
- (ウ) 国内外の主要な学術誌に掲載された論文
- (エ) 国(含独法)の吸入ばく露試験、国に届出された有害性調査結果等

(対象となる有害性)

- ①発がん性
- ②生殖毒性
- ③神経毒性
- ④特定臓器に蓄積することにより発生する毒性
- ⑤その他非可逆性の障害を発生させる毒性

イ 労働に伴う疾病が増加し、又は増加するおそれが示唆される化学物質。

(判断情報)

- (ア) 労災発生等の情報
- (イ) 有識者の疾病発生情報

(2) 国内において健康障害防止措置等について問題が生じ、又は生じるおそれのあるもの。

(判断情報)

- ア 労働安全衛生にかかる行政機関からの情報
- イ 労働安全衛生団体等からの情報

(3) 国内において有害性にかかる懸念・不安が広がっているもの。

(判断情報)

- ア パブリックコメント等で評価要望が高かったもの
- イ 最近、マスコミ等でとりあげられる頻度が高いもの

有害性の程度・物理的性状

有害性・ばく露の可能性低

可能性有

リスク評価対象から除外

製造・取扱いは僅か

直ちにリスク評価の対象とせず情報収集を実施

適切な対策あり

優先順位低

2(1) 国内における当該物質の製造・取扱いの動向

相当の製造・取扱い有り

相当の製造・取扱い有り

2(2) 法令等による規制の動向

未規制又は要改正

3. リスク、評価の影響度の考慮

優先順位高

リスク評価対象

有害性評価を先行し、情報を提供

※ MSDSの対象物質となっていない場合には、ばく露調査に支障が生じるため、その対象となった段階でリスク評価を進めることとする。

リスク評価対象物質の選定にかかる検討資料

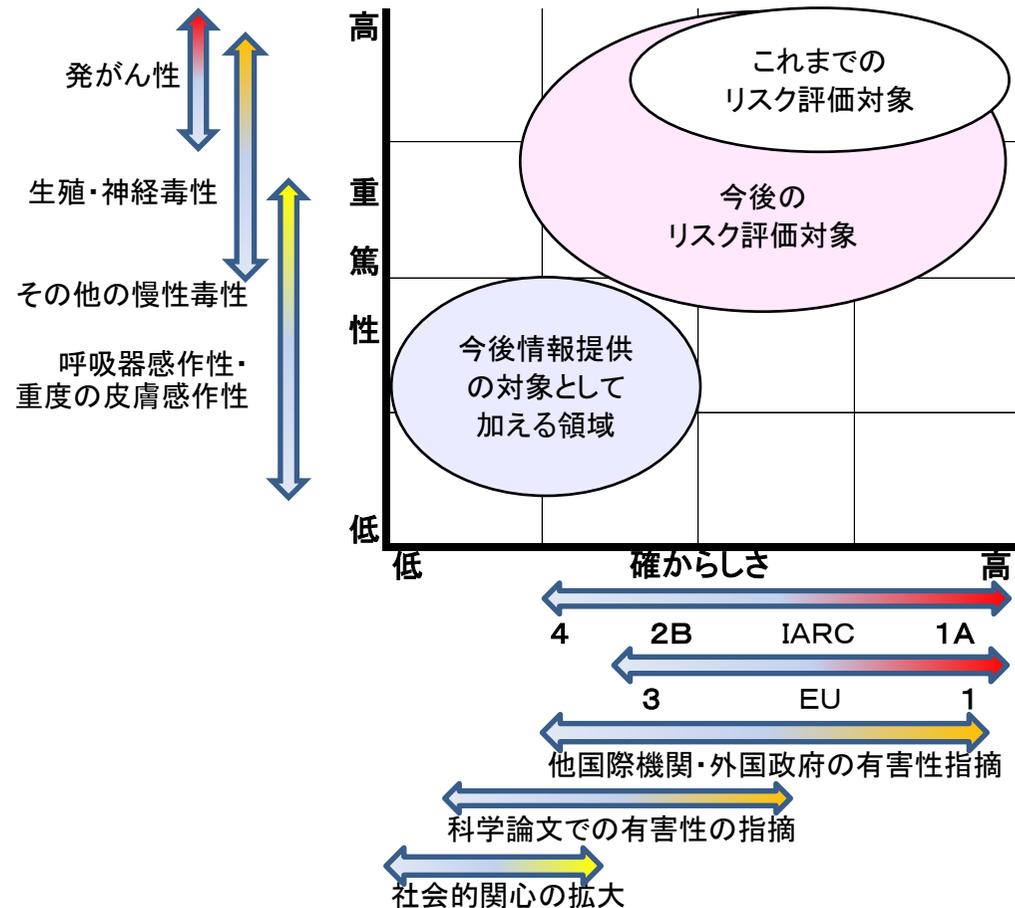
* 本資料は、化学物質による労働者の健康障害防止を目的とするリスク評価について、今後、優先的にリスク評価を実施すべき対象を検討する目的で作成されたものである。したがって、環境を経由した化学物質へのばく露や化粧品、洗剤等を使用した消費者のばく露などばく露形態、レベルが異なるリスク評価の対象物質を検討する場合には活用することは不適當である。

1. 有害性の重篤度と確からしさからみたリスク評価対象

- (1) これまでのリスク評価の対象は国際機関等 (IARC, EU) で発がん性の確度が高いとされたものであった。これらの物質については、18年以降実施してきたリスク評価の中で一応、着手済みである。
- (2) 今後のリスク評価の対象物質としてはIARC、EU以外で発がん性が指摘されている物質や特別則の対象となっているその他の健康障害についても対象を広げていくことが重要。
- (3) 特別則での対策が想定される毒性としては、生殖毒性、神経毒性があげられる。これら毒性を根拠に対象とする場合には、以下について考慮がなされることが妥当と考える。
 - ・ 国内外の職場におけるばく露限界値 (TLV、許容濃度等) の設定の根拠としてこれら毒性があげられているもの
 - ・ 国際機関や我が国及び外国の政府のリスク評価情報や科学論文等においてヒト又は動物実験によりこれらの毒性が確認されているもの
 なお、当該毒性の無毒性量のレベルが他の重篤な毒性の無毒性量のレベルよりも十分に高い場合にあっては、当該他の毒性を根拠にリスク評価の対象とすることが妥当と考える。
- (4) また、労働者のばく露においては、蓄積性を有する物質には注意が必要と考える。蓄積性の粒子状物質が肺に蓄積することにより肺疾患の原因となる場合が多く、リスク評価対象の選定においても重視する必要がある。

なお、蓄積性の観点で対象を選定する指標としては、以下があげられる。

 - ① 生物学的半減期、② オクタノール・水分配係数 等
- (5) このほか、非可逆性の毒性を有するもの (後遺症が残るもの等) は、優先的にリスク評価する必要性が高い。
- (6) なお、急性毒性の重篤性については、ばく露量、部位、範囲等により変わることから表記しておらず、そのリスクは、爆発、漏洩等の事故の確率による部分が大きいと考える。



2. ばく露の可能性と管理レベルからみたリスク評価の対象

- (1) これまでのリスク評価の対象物はMSDSの対象であって、法規制が採られていないものを対象としてきた。また、リスク評価対象とする段階では、当該物質の物理的性状等からみたばく露の多寡による選別はしていない。
- (2) 今後のリスク評価対象としては、法規制がなされている物質であっても、当該規制の見直しが必要なものについてはリスク評価の対象とすることが妥当と考える。
- (3) 物理学的性状からみたばく露の多寡は労働者ばく露を評価する場合には重要なリスク要因であり、ばく露の可能性が高いと思われる物質を優先して評価対象としていくことが重要。
具体的には、蒸気圧が高い物質や粒子径の小さな物質は、ばく露リスクが高いと考えられる。また、一般に分子量の小さな物質は化学的活性が高く、生体(細胞)内に取り込まれやすいと考えられることから、優先的にリスク評価をする必要がある。
- (4) また、作業によっては、非意図的に有害物質が発生する場合があります。今後は、このようなケースについても、リスク評価の対象とする必要がある。
- (5) 労働者ばく露については、事業場数等リスク評価の波及効果の範囲は考慮する必要がある。環境を経由したばく露とは異なり、生産量・輸入量がそのままリスクの変動に影響を及ぼさないが、使用する事業場数の多寡を判断する際の指標として活用することは妥当と考える。
- (6) なお、MSDSの交付対象物質でないと、有害物ばく露作業報告を活用することは困難であり、これまでリスク評価対象としていない。
しかしながら、有害性評価は実施可能であるため、情報提供の必要が高いと判断される物質についてはMSDSの交付対象物質でなくても、有害性評価を先行して実施することが妥当と考える。
また、有害性評価結果は、モデルMSDSの作成に活用し、MSDSの交付が義務付けられた段階でリスク評価を実施することが必要である。

